

小田原市文化財保存活用地域計画の策定に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市文化財保存活用地域計画の策定
政策等の案の公表の日	令和7年5月15日（木）
意見提出期間	令和7年5月15日（木）から令和7年6月13日（金）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、文化財課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	14件（2人）
インターネット	2人
ファクシミリ	人
郵送	人
直接持参	人
無効な意見提出	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	6
C	今後の検討のために参考とするもの	8
D	その他（質問など）	0

〈具体的な内容〉

(1) 計画全体に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	自然的・地理的環境-地形・地質 について、大磯丘陵の記載を修正する。	C	御意見として参考にさせていただきます。
2	小田原市の合併経緯の表に、明治22年(1889年)の町村制施行時の小田原町及び周辺の21村すべての変遷を記載する。	C	21村すべての変遷を記載すると複雑になってしまうため、現在の表記としています。御意見として参考にさせていただきます。
3	東海道や大山道沿いの道標・道祖神群を本計画に位置付ける。	B	道祖神は市指定有形民俗文化財として、計画内に記載しています。大山道沿いの道祖神に指定文化財はありませんが、未指定の文化財として把握しており、本計画では「文化財」として対象としています。
4	文化財保存活用の計画として何を意図しているのかわかりにくい。	C	文化財の保存・活用に関して、将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用の促進を目的としています。
5	文化財である建物と有形文化財を保管する建物についての耐震性能と耐火性能、それぞれについて情報を示す必要がある。	C	個人所有の建造物等もあるため、具体的な情報等の公開は控えております。

6	耐震、耐火性能についての基準と、それを満たさない場合の対策について予算とスケジュールを示す必要がある。	B	建物の耐震、耐火性能は通常の建物と同様、建築基準法で定める性能となっています。防犯・防災対策については、所有者に対して毎年注意喚起を行っています。
7	万が一に文化財が滅失した場合の、デジタル等の記録の有無、その保全状況と、記録が不足する場合の対策について予算とスケジュールを示す必要がある。	B	指定文化財については記録を残しており、市所有の文化財等については「おだわらデジタルミュージアム」にて詳細情報を公開しています。
8	文化財の所有形態、例えば公有、団体保有、個人保有など、についての情報をできる限り示す必要がある。	B	指定文化財については本市ホームページ等にて所在地（所有者）を公開しています。
9	市として文化財を保有する方針、寄託を受ける方針、委託を受けて管理する方針について定めの有無、無い場合の今後のアクションについての情報開示が必要と考える。	C	文化財の新たな取得等については都度検討としているため、御意見として参考にさせていただきます。
10	文化財について一般への公開状況についての情報開示が必要と考える。	B	個人所有の指定文化財については基本非公開ですが、国登録有形文化財や、小田原ゆかりの優れた建造物に登録・認定された文化財建造物などを一般公開する際には本市ホームページ等で周知しています。

11	市の所有などしている文化財についての指定管理者の設置についての方針と、指定管理者選定についての方針について情報開示が必要と考える。	C	指定管理者制度は導入しておりませんが、御意見として参考にさせていただきます。
12	文化財の保存と活用に関する現状の市の予算措置と今後の見込について情報を示す必要がある。	B	予算については年度当初に予算書を発行しており、事業名や委託内容等を示しています。市全体の見込や方向性については、小田原市総合計画や実行計画で示していますが、具体的な予算額見込については示しておりません。
13	望まれる保存活用の状況（耐震、耐火対策など含む）とそのために必要なコストと、現状の予算措置とのギャップについての分析とギャップ解消の方策についての情報開示が必要と考える。	C	限られた予算内で効率的に事業実施できるよう精査しておりますが、現状の予算措置とのギャップ分析は実施しておりません。御意見として参考にさせていただきます。
14	民間所有で公開されていない「山月（旧共寿亭）」についての市の考え、ハザード地域に指定されていることも考慮した今後の開発や建築確認の申請に対する方針についても情報開示が必要と考える。	C	当該物件については登録有形文化財（建造物）であり、現状変更等の際には相談を受け、指導・助言等を基本とする保護措置を講じています。 また、開発許可や建築確認についても通常の申請と同様に相談・申請を受け対応しますが、個別の申請に対する具体的な方針等の公開は控えております。

4 提出意見と関係なく変更した点

	政策案との差異	市の考え方
1	文化財等の写真を追加します。	計画を構成する文化財等を視覚的に分かりやすくするため、写真を追加します。
2	関連制度に「100年フー	文化財を取り巻く周辺環境の「食」に関する文化

	ド」「日本100名城、続日本100名城」を加えます。	庁制度である「100年フード」、城に関する制度で知名度が高い「日本100名城、続日本100名城」を加えることで、本計画の他計画との関連性を高めるため、加えて変更とします。
3	第6章、第7章の課題、方針の見出しを変更します。	課題と方針がよりマッチし、結びつきが分かりやすくなるよう、見出しを変更します。